

# 第 1 1 回 伊 万 里 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和元年11月1日(金)  
開会 午後3時00分  
閉会 午後4時00分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 12名

4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	欠
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	欠
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 5番 江向 信夫

12番 相良 安夫

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	野中 信守	農地係	松林 豊
農地係	江口 裕典		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第57号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	( 1件)
議案 第58号	農地法第5条の申請について	( 6件)
議案 第59号	農地法第4条及び第5条の申請について	( 1件)
議案 第60号	農地法第4条の申請について	( 3件)
議案 第61号	農地法第3条の申請について	( 4件)
議案 第62号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 24件) (農地中間管理事業 通年 2件)	
議案 第63号	農用地利用配分計画について	( 2件)

8. 報告事項

報告 第17号	農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要に係る届出について	( 1件)
報告 第18号	農地法第18条第6項通知の受理について	( 1件)
報告 第19号	農地等の形質変更届出について	( 1件)

9. 連絡事項

なし



議長	となっております。
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第57号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第57号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、1番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、平面図が4ページと5ページ、立面図が6ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が令和元年7月29日付の農家住宅建設を目的とした農地法第4条許可について、当初の計画より建物面積及びレイアウト変更があります。</p> <p>県に確認したところ、変更申請が必要であるとの事でしたので、本議案を上程しております。</p> <p>議案第57号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請については以上1件です。</p>
議長	それでは1番について、担当委員から説明をお願いします。
〇番委員	<p>以前、転用申請をしていた内容を変更したいということで見えられました。家屋の設計変更をされています。今回の変更により周辺の農地に支障が出ることはないと思います。再度、区長と生産組合から確認を受けられています。私も問題ないと思います。御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>

議長	<p>無いようですので、議案第57号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請についての申請1件について承認を戴きましたので、意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第58号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第58号 農地法第5条の申請6件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、36番になります。</p> <p>図面は、案内図が7ページ、字図が8ページ、土地利用計画図が9ページ、平面図と立面図が10ページから12ページ、断面図が13ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○地区です。</p> <p>譲受人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、37番になります。</p> <p>図面は、案内図が14ページ、字図が15ページ、土地利用計画図が16ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場を建設するための申請です。</p>

<p>事務局</p>	<p>農地区分は第2種農地の区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、許可を得ずに転用を行っていたことに対し始末書が添付されています。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、38番になります。</p> <p>図面は案内図が17ページ、字図が18ページ、土地利用計画図が19ページ、平面図が20ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(a) 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ) 許可し得るに該当します。</p> <p>なお、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されています。</p> <p>続きまして、議案の2ページ39番になります。</p> <p>図面は、案内図が21ページ、字図が22ページ、土地利用計画図が23ページ、平面図が24ページ、立面図が25ページになります。</p>
------------	---

<p>事務局</p>	<p>申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇地区です。 譲受人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に該当します。 許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ40番になります。 案内図が26ページ、字図が27ページ、土地利用計画図が28ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇地区です。 譲受人が、太陽光発電施設を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等から概ね500m以内の地点に位置するため、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)に該当します。 許可基準としましては、第2の1の(1)のオの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、41番になります。 図面は、案内図が29ページ、字図が30ページ、土地利用計画図が31ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇地区です。 譲受人が、太陽光発電施設を建設のための申請です。</p>
------------	---

事務局	<p>農地区分は第2種農地の区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第58号 農地法第5条の申請については、以上6件です。</p>
議長	<p>それでは、36番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>共同住宅を建てたいとの申請です。9月に説明に見えられました。図面の8ページを見てもらうと申請地の隣接者から同意の印鑑を打ってもらえないとのことでした。用途地域なので家は建てても良いのですが、今後の事もあるので、説明を行って承諾をなるべくもらってくださいと言っていました。しかし、申請書提出までに印鑑はもらえていないようです。雨水は道路側溝を整備され排水されます。生活排水は下水道へ接続されます。農業用水路や畔はそのまま維持するとのこと。区長、生産組合長の印鑑もありました。私も農業には支障がないと思い押印しています。審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>36番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、37番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>ここは何年か前から譲受人が許可を得ずに駐車場として利用されていまして、始末書を添付して申請をされています。雨水は地下浸透と隣接の水路へ排水されます。他の農地に支障が出ることはないと思います。区長、生産組合長の印もありました。私も問題はないと押印しています。審議のほどよろしくお願いします。</p>



議長	<p>37番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、38番について担当委員が欠席のため事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>38番について事務局より説明します。一般住宅の増築申請です。申請地は住宅や道路に挟まれている農地でしたが、今回、許可を得ずに増築をされたため始末書を提出されています。雨水は河川に排水し、生活排水については集落排水で処理するというので現地にて確認をしております。申請書に関しては区長、生産組合長、農業委員の印鑑をいただいております。営農上の影響は特段無いかと思えます。皆様のご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>38番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、39番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>共同住宅の申請です。周辺は商業地になっており、この周辺で農地は、申請地と隣しか残っていませんので、他の農地に影響が出ることはないと思えます。雨水は道路側溝へ生活排水は下水道に繋がれます。区長、生産組合長の印鑑もありました。私も問題ないと印鑑を押しています。ご審議お願いします。</p>
議長	<p>39番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、40番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>申請地は、元梨園で、梨の木を切って保全管理をされておりました。そこに太陽光施設を設置したいとの申請です。周辺の農地への影響はないとは思いますが、隣接地が梨園をされており、申請地と梨棚がつながっているため、その整備について譲渡人</p>

○番委員	と協議をされて同意書を交わされています。区長、生産組合長の印鑑もありましたので、私も問題ないと印鑑を押しています。ご審議お願いします。
議長	40番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、41番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	太陽光施設設置の申請です。ここは保全管理をされている農地で、太陽光施設を設置したいとの申請です。雨水は地下浸透と隣接の水路へ排水されます。周辺の農地には影響はないと思います。区長、生産組合長の印鑑もありましたので、私も問題ないと印鑑を押しています。ご審議お願いします。
議長	41番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>
議長	無いようですので、議案第58号 農地法第5条の申請6件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。  続きまして、議案第59号 農地法第4条及び第5条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第59号 農地法第4条及び第5条の申請1件について御説明いたします。 図面は、案内図が32ページ、字図が33ページ、土地利用計画図が34ページになります。  申請地は、○○○○○地区です。 申請人が、太陽光発電施設を建設するための申請です。  農地区分は第2種農地の区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、

事務局	<p>中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第59号 農地法第4条及び第5条の申請については、以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、5番について担当委員が欠席のため事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番について事務局から説明します。太陽光施設設置の申請です。排水に関しては、雨水は道路側溝へ排水をするということで現地にて確認しております。自宅の横の畑での太陽光施設設置となりますので問題はないかと思えます。申請書には区長、生産組合長、農業委員の印鑑をいただいております。事務局の確認では周辺の農地には影響は特段無いかと思えます。皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	<p>5番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第59号 農地法第4条及び第5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第60号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第60号 農地法第4条の申請3件について御説明します。</p> <p>議案の4ページ、18番になります。</p> <p>案内図が35ページ、字図が36ページ、土地利用計画図が3</p>

事務局	<p>7ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇〇地区です。 申請人が、自宅駐車場及び進入口道路拡大のための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、許可を得ずに転用していたことに対し始末書が添付されています。</p> <p>続きまして、議案の4ページ19番になります。 案内図が38ページ、字図が39ページ、土地利用計画図が40ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇〇地区です。 申請人が、太陽光発電施設を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の4ページ20番になります。</p>
-----	--

事務局	<p>図面は、案内図が4 1 ページ、字図が4 2 ページ、土地利用計画図が4 3 ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が、進入路の建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、許可を得ずに転用を行っていたことに対し始末書が添付されています。</p> <p>議案第60号 農地法第4条の申請については以上3件です。</p>
議長	<p>18番について、担当委員の方から説明をお願いします。</p>
〇番委員	<p>駐車場と自宅進入路の申請です。ここは農地パトロールを実施している際に無断転用されていたところを発見し、所有者へ転用申請をするように指導をしていました。今回、始末書をつけて申請をされています。雨水は道路側溝に排水されています。他の農地には支障はないと思います。区長、生産組合長の印鑑もありました。私も問題ないと印を押しています。審議お願いいたします。</p>
議長	<p>18番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、続きまして19番について、担当委員が欠席のため事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>19番について事務局から説明します。太陽光施設設置の申請です。排水に関しては、雨水は地下浸透と既存の側溝へ排水するというので現地を確認しております。自宅の横の畑での太陽光施設設置となりますので問題はないかと思えます。申請書には区長、生産組合長、農業委員の印鑑をいただいております。事務局の確認では周辺が宅地と道路のため営農上の影響は特段無いかと思えます。皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	<p>19番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、続きまして20番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>宅地への進入路建設の申請です。家を改築する際に地図を見ていたら進入路が農地になっていたため、きちんと宅地にしたいと言われました。始末書もつけて申請をされています。生活排水は集落排水に接続されます。雨水は道路側溝へ排水されます。周辺の農地に影響を及ぼすことはないと思えます。区長、生産組合長の印鑑もあり、私も問題ないと印鑑を押しています。審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>20番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第60号 農地法第4条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第61号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第61号 農地法第3条の4件についてご説明します。議案の5ページになります。</p>

事務局	<p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第61号 農地法第3条の申請については以上4件です。</p>
議長	<p>議案第61号 農地法第3条の申請について審議していただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第61号 農地法第3条については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第62号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕利用権設定の通年について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第62号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕利用権設定の通年について御説明いたします。</p> <p>議案の6ページから8ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が6名、貸付人が23名で、面積は田が68,386㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を9ページから21ページに掲げております。</p> <p>議案第62号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕利用権設定の通年については以上24件です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、議案第62号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕利用権設定の</p>

議長	<p>通年24件について御意見、御質問はありませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第62号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕利用権設定の通年24件につきましては、申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第62号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第62号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案は22ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を23ページに掲げております。佐賀県農業公社への利用権設定、貸付となっております。</p> <p>面積は田が9,015㎡、畑が6,927㎡、貸付人2名となっております。期間は2件とも10年となっております。</p> <p>議案第62号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業については以上2件です。</p>
議長	<p>議案第62号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業2件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第62号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業2件については、申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第63号 農用地利用配分計画について事務局から説明をお願いします。</p>



事務局	<p>議案第 6 3 号 農用地利用配分計画について御説明いたします。</p> <p>議案は 2 4 ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第 1 9 条第 3 項の規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出することとなっております。先程、農業公社への利用権設定を行ったものを、借受者 1 名が借り受けることとなっております。詳細は 2 5 ページになります。</p> <p>議案第 6 3 号 農用地利用配分計画については以上 2 件です。</p>
議長	<p>議案第 6 3 号 農用地利用配分計画について、御意見、ご質問はございませんか？</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第 6 3 号 農用地利用配分計画については承認を戴きました。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第 1 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による許可不要に係る届出について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 1 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による許可不要に係る届出について御説明します。</p> <p>議案は 2 6 ページ 3 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 4 4 ページ、字図が 4 5 ページ、土地利用計画図が 4 6 ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○地区です。</p>

事務局	<p>申請人が農業用倉庫を建設するための届出になります。</p> <p>報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要に係る届出については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>今まで別のところに倉庫を借りておられましたか、貸主さんから返却してほしいと申し出があり、申請者所有の農地の一部に新しく倉庫を作られました。他の農地に支障がでるところではありません。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>3番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、続きまして、報告第18号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第18号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。</p> <p>議案の27ページを御覧ください。</p> <p>29番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用の予定で、議案第59号 農地法第4条及び第5条の申請5番、議案第60号 農地法第4条の申請19番に上程しています。</p> <p>報告第18号については、以上1件です。</p>
議長	<p>報告第18号 農地法第18条第6項通知の受理1件についてご質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、続きまして報告第19号 農地等の形質変更届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第19号 農地等の形質変更届出について御説明します。</p> <p>議案の28ページ、3番になります。</p>

事務局	<p>図面は、案内図が47ページ、字図が48ページ、平面図が49ページ、断面図が50ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○地区です。</p> <p>ふけ田のため、畑として利用するための届出です。</p> <p>報告第19号については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>ここは10年くらい保全管理をされている農地です。水はけが悪く道路から下がっており、田として耕作しにくいので埋め立てて畑として耕作したいとのことです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>盛土は最高で1.5mと書いてありますが、埋め立てはどれくらいを予定されていますか。</p>
事務局	<p>1年で完了してもらうことが基本です。ここは1年もかからず埋め立てられると思います。</p>
議長	<p>報告第19号 農地等の形質変更届出について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p>
	<p>&lt;&lt;&lt;議事終了&gt;&gt;&gt;</p>